

# 消防法(昭和23年法律第186号)の抜粋

改正 平成16年6月2日法律第65号

## (住宅用防災機器の設置及び維持)

第9条の2 住宅の用途に供される防火対象物(その一部が住宅の用途以外の用途に供される防火対象物にあつては、住宅の用途以外の用途に供される部分を除く。以下この条において「住宅」という。)の関係者は、次項の規定による住宅用防災機器(住宅における火災の予防に資する機械器具又は設備であつて政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。)の設置及び維持に関する基準に従つて、住宅用防災機器を設置し、及び維持しなければならない。

② 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準その他住宅における火災の予防のために必要な事項は、政令で定める基準に従い市町村条例で定める。

## 附 則

### (施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第1条中消防法第9条の3に一項を加える規定 [中略] 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

二 第1条中消防法第9条の3を同法第9条の4とし、同法第9条の2を同法第9条の3とし、同法第9条の次に次の一条を加える改正規定、同法第44条及び第46条の改正規定並びに次条の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

### (住宅用防災機器に関する経過措置)

第2条 前条第2号に掲げる規定の施行の際、現に存する改正後の消防法第9条の2第1項に規定する住宅(以下この条において「住宅」という。)における同項に規定する住宅用防災機器(以下この条において「住宅用防災機器」という。)又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の住宅に係る住宅用防災機器が同条第2項の規定による住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準に適合しないときは、当該住宅用防災機器については、市町村条例(特別区の存する区域においては、都)の条例で定める間、同条第1項の規定は、適用しない。

### (罰則)

第3条 この法律(附則第1条各号に掲げる規定については、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による

### (経過措置の政令への委任)

第4条 第2条に定めるほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。